

様式第4号（第6条関係）

## 違反対象物一覧表

令和6年4月12日現在

法：消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		公表年月日	管轄消防署	その他
		違反指摘事項	根拠法令等の条項			
株式会社八幡屋呉服店	松阪市日野町 589 番地 1、 590 番地 1、590 番地 2、 590 番地 3、590 番地 4、 590 番地 5	屋内消火栓設備未設置	法第 17 条第 1 項	令和 4 年 11 月 11 日	松阪南消防署	
HOTEL エデン明和店	多気郡明和町大字有爾中 字堀田 1155 番地 50	屋内消火栓設備未設置	法第 17 条第 1 項	令和 5 年 10 月 27 日	明和消防署	
プラザイン 8	松阪市 駅部田町字花岡 1872 番地 1、1875 番地 1	自動火災報知設備未設置	法第 17 条第 1 項	令和 6 年 2 月 26 日	松阪南消防署	
A-studio	松阪市愛宕町三丁目 10 番地	自動火災報知設備未設置	法第 17 条第 1 項	令和 6 年 3 月 26 日	松阪南消防署	